

- | | |
|---|-----------------|
| 4. 科学者技術者の優遇について (") | 3 2. 5. 4付 |
| 5. " (") | 3 2. 7. 3 " |
| 6. 大学教官の待遇改善について (勸告) | 3 3. 1 2. 3 " |
| 7. " (") | 3 4. 5. 1 " |
| 8. 科学者の待遇改善について (") | 3 4. 1 1. 1 9 " |
| 9. 研究に従事する国家公務員の待遇改善について(勸告) | 3 4. 8. 9 " |
| 1 0. 研究公務員の待遇について (要 望) | 3 2. 1. 2 6 " |
| 1 1. 研究に従事する公務員の俸給表の適用について(要 望) | 3 2. 1 0. 2 8 " |
| 1 2. 地方における研究公務員に対する研究職俸給表の作成について
(") | 3 2. 1 0. 8 " |
| 1 3. 大学院修士課程、博士課程所要課目単位修得者の国公立研究機
関における待遇について (勸告) | 3 3. 1 0. 3 1 " |
| 1 4. 国立大学教官および国立研究機関の研究者の待遇改善について
(") | 3 5. 7. 4 " |
| 1 5. 国立大学の大学院担当の教官に対する特別手当の支給について
(") | 3 5. 7. 6 " |
| 1 6. 科学者の待遇改善について (勸告) | 3 8. 5. 1 1 " |

6-19

庶発第 4 3 9 号 昭和 3 9 年 7 月 2 5 日

臨時行政調査会会長 佐藤 喜一郎 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

臨時行政調査会 科学技術班による
「科学技術行政の改革に関する意見案」
に対する意見について

標記のことについて、別紙のとおり意見を提出いたします。

<別紙> 「科学技術行政の改革に関する意見案」について

1. 科学研究の在り方について

臨時行政調査会の科学技術行政に関する最終案は、科学技術が「人類文化の増進と世界平和の確立に奉仕すべき基本的使命」をもっており、近代における社会的経済的活動の発展は科学技術の進歩に負うところが極めて多い、そして、科学技術行政の在り方について種々の意見を開陳している。しかし、科学技術行政は科学研究の在り方とは独立ではあり得ない。意見案に示された科学研究の本来の在り方についての理解の仕方には疑問がある。

本来、人類文化の増進に貢献しうる科学は、自然科学の領域においてであれ、人文、社会科学の領域においてであれ、科学者の学問的良心、即ち、科学者自身の真理に対する内面的自主性に基づいてなされるべきものである。したがって「意見案」にいうように一面的に高度成長や開放経済など当面の要請にのみ即応させようとするのは、決して正しい態度とはいえない。このような「意見

案」における科学研究に対する態度が、何よりも先ず批判され、検討されるべきであろう。

2. 具体的な問題について

「意見案」におけるこのような基本的態度のゆえにそのうちに開陳している個々の具体的な提案においても幾多の問題点を残しているが、ここでは特に次の点だけを指摘しておきたい。科学の研究には、経過的・政策的なものもあるが、一般に科学研究とくに大学および附置研究所における研究のように自主的で創意的な研究の分野があり、学問の発達にとつては、この方がむしろ本質的なものである。それらを形式的に調整の対象にすることは極めて不合理といわねばならない。

3. 政府と学術会議との関係について

政府と学術会議との関係については、学術会議で目下慎重に検討中であり、近く成案をうる予定であるから、それを十分に尊重されたい。

なお、科学研究の在り方については、日本学術会議の「科学研究基本法の制定について」の勧告（昭和37年5月18日付庶発第343号）にのべられているので、科学技術行政についてもそれに基づいて再検討されることを希望する。

6-20

庶発第710号 昭和39年9月25日

臨時行政調査会会長 佐藤喜一郎 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

臨時行政調査会科学技術班による

「科学技術行政の改革に関する意見書」

に対する意見について

標記のことについて、別紙のとおり意見を提出します。

<別紙>

先にわれわれは、臨時行政調査会科学技術班の中間意見案（39.3）を検討し、基本的な考え方につき、意見を述べましたが、今回右の中間意見案を若干修正した同班の意見案（39.8.14）に接しましたので、改めて希望を申し入れます。

- (1) 全く自由な科学者の自主的な研究が、真の科学技術発展の基礎であるということを十分に理解されたい。
- (2) 大学において得られた研究成果の応用開発及び大学の研究者が国のプロジェクトに参加して行なう研究と大学にのける研究とを明確に区別されたい。
- (3) 大学における研究をも新しい科学技術行政機関の企画調整ないしは研究管理に含めることのないようにされたい。これらの点をとくに考慮して、意見案を修正されたい。